

書面一括法において電子化を認められた書面について

1 証券取引法

- ・ 適格機関投資家向け勧誘等の告知をすべき事項を記載した書面（第23条の13第2項及び第4項）
- ・ 海外発行証券の少人数向け勧誘の条件を記載した書面（第23条の14第2項）
- ・ 株券保有状況について説明した通知書（第27条の24）
- ・ 取引説明書（第40条（第65条の2において準用する場合を含む。））
- ・ 取引報告書（第41条（第65条の2において準用する場合を含む。））
- ・ 担保（貸付）同意書（第47条の2（第65条の2において準用する場合を含む。））

2 投資信託及び投資法人に関する法律

- ・ 投資信託約款の内容を記載した書面（第26条第2項（第49条の11及び第59条において準用する場合を含む。））
- ・ 取引報告書（第27条において準用する証券取引法第41条（第49条の11において準用する場合を含む。））
- ・ 利益相反のおそれがある取引に係る事項を記載した書面（第28条第1項（第49条の11において準用する場合を含む。））
- ・ 投資信託約款の変更内容等を記載した書面（第30条第1項（第49条の11及び第59条において準用する場合を含む。））
- ・ 投資信託約款を変更しない旨等を記載した書面（第30条第5項（第49条の11において準用する場合を含む。））
- ・ 投資信託契約の解約を記載した書面（第32条第1項（第59条において準用する場合を含む。））
- ・ 運用報告書（第33条（第49条の11及び第59条において準用する場合を含む。））
- ・ 利益相反のおそれがある取引に係る事項を記載した書面（第34条の6第1項及び第2項）
- ・ 契約締結前、契約締結時の書面交付（第34条の7において準用する投資顧問業法第14条及び第15条）
- ・ 取引報告書（第197条において準用する証券取引法第41条）

3 外国証券業者に関する法律

- ・ 取引説明書（第14条において準用する証券取引法第40条）
- ・ 取引報告書（第14条において準用する証券取引法同法41条）
- ・ 担保（貸付）同意書（第14条において準用する証券取引法第47条の2）

4 有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律

- ・ 契約締結前の交付書面（第14条（第33条において準用する場合を含む。））

- ・ 契約締結時の交付書面（第15条（第33条において準用する場合を含む。））
- ・ 契約を締結している顧客への交付書面（第16条（第33条において準用する場合を含む。））
- ・ 運用状況報告書（第32条）

#### 5 金融先物取引法

- ・ 取引説明書（第69条）
- ・ 取引報告書（第71条）

#### 6 保険業法

- ・ 仲立人の権限等を記載した書面（第296条）
- ・ 申込の撤回等に関する内容が記載された書面（第309条）

#### 7 資産の流動化に関する法律

- ・ 資産流動化計画の抄本・謄本（第38条第4項、第110条第5項）
- ・ 特定目的信託契約書の謄本・抄本等（第225条第3項）
- ・ 取引報告書（第150条の4において準用する証券取引法第41条（第225条において準用する場合を含む。））